

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 2 月 7 日
環境省環境再生・資源循環局

環境省では、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案について、令和元年 11 月 27 日から同年 12 月 26 日までの期間、御意見を募集したところ、計 20 件の御意見をいただきました。お寄せ頂いた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

御意見をお寄せ頂きました皆様に御礼を申し上げます。

	主な意見の概要	意見に対する考え方
1. 公共浄化槽制度の創設		
1	公共浄化槽における浄化槽管理者（浄化槽法第 7 条第 1 項での定義）は誰か。特に私有の浄化槽を市町村が管理する場合の浄化槽管理者も市町村に変わること間違いはないか。	公共浄化槽の浄化槽管理者は基本的に市町村となります。法第 12 条の 6 により、私有の浄化槽を市町村が管理する場合についても同様です。
2	公共浄化槽の使用開始のとき、法第 10 条の 2 に基づく使用開始報告書と、改正法第 12 条の 11 による使用開始の届出は、いずれも行わなければならないか。共同浄化槽の場合も含め、自治体が誤解しないよう図解した解説があるといい。特に、私有の浄化槽が公共浄化槽になる場合、提出者が誰かわかりやすくする必要はないか。	公共浄化槽の使用開始の際には、法第 10 条の 2 第 1 項に基づく使用開始報告書（浄化槽管理者が都道府県知事に提出）と、改正法第 12 条の 11 による使用開始の届出（公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の所有者が市町村に届出）のどちらも行う必要があります。私有の浄化槽が公共浄化槽になる場合であって、当該浄化槽の使用が開始されていない場合には、同様に、浄化槽管理者は法第 10 条の 2 第 1 項に基づく使用開始報告書を都道府県知事に提出するとともに、改正法第 12 条の 11 に基づき、公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の所有者が市町村に使用開始の届出を行うこととなります。他方、既に使用されている浄化槽を公共浄化槽とする場合には、法第 10 条の 2 第 3 項に基づき、浄化槽管理者の変更の届出が必要となります。
3	改正法第 12 条の 16 第 2 項による接続廃止の届出について、私有の公共浄化槽を廃止する際に、法第 11 条の 2 による廃止届けとともに、2 重に提出する必要があるか。	廃止届は浄化槽管理者が都道府県知事に提出するものであり、公共浄化槽の浄化槽管理者は基本的に市町村となることから、改正法第 12 条の 16 第 2 項による接続廃止の届出と二重とはなりません。
2. 使用の休止の届出		
1	休止の届出について、都道府県（自治体）に提出されたものが、指定検査機関に情報が提供されなければ、指定検査機関では実質的に検査対象として取り扱われ、浄化槽管理者とトラブルの元となる。休止届けにより法定検査に義務が免除されたことの情報提供を、指定検査機関に対して自治体が行うことができるよう、法令で明記することが重要ではないか。再開の届出についても同様。	休止届の情報は個人情報に該当することから、その情報提供については各地方公共団体の個人情報保護条例に沿った対応を行う必要がありますが、一般的には、浄化槽による汚水の適正な処理の促進という目的内の利用として都道府県から指定検査機関への提供が可能と思われます。地方公共団体によっては、既存の浄化槽に関する情報を指定検査機関に提供するにあたって本人同意や答申を求めている地方公共団体もあることから、各地方公共団体におけるこれまでの扱いを確認される必要があります。
2	新設又は構造変更をされた浄化槽については、使用開始後 3 ヶ月から 8 カ月の間に浄化槽法 7 条に基づく検査の受検が義務付けられているが、休止から再開した場合にも稼働状況確認のために、同様の検査の受検を義務付けるべきではないか。	今後の検討課題とさせていただきます。
3. 浄化槽台帳の整備		
1	第 57 条の 2 第 3 項を第 4 項として、下記を第 3 項に追記して頂きたい	浄化槽台帳情報は個人情報に該当することから、その情報提供については各地方公共団体の個人情報

	<p>(浄化槽台帳の作成)</p> <p>第 57 条の 2 法第 49 条・・・次のとおりとする。・・・</p> <p>2 浄化槽台帳の記録・・・</p> <p>3 都道府県知事は、前項における記録又は記録の修正若しくは消去のうち、浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項における水質に関する検査に必要な情報に関しては、速やかに指定検査機関に報告するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を・・・委託することができる。</p>	<p>保護条例に沿った対応を行う必要がありますが、一般的には、浄化槽による汚水の適正な処理の促進という目的内の利用として都道府県から指定検査機関への提供が可能と思われます。</p> <p>地方公共団体によっては、既存の台帳情報を指定検査機関に提供するにあたって本人同意や答申を求めている地方公共団体もあることから、各地方公共団体におけるこれまでの扱いを確認される必要があります。</p>
2	<p>清掃記録票の項目に清掃前の点検として下記の項目を省令において付加されたい。</p> <p>【水質測定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次処理装置 1 室 (スカム厚、堆積汚泥厚) ・ 1 次処理装置 2 室 (スカム厚、堆積汚泥厚、流出水透視度) ・ 2 次処理装置 (堆積汚泥厚、水温) ・ 処理水質 (透視度、pH) ・ 実使用人員、水道使用量、日平均の水量 ・ これらを清掃前の測定項目から一年間遡って経時的に見ることができる物 (保守点検、法定検査、清掃) <p>【申し送り事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検との申し送り事項 ・ 法定検査との申し送り事項 	<p>改正法の趣旨からすると、浄化槽台帳の整備項目は、浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から定めることとしています。</p> <p>清掃に関する台帳の記載項目として、省令では、清掃の実施状況を定めることといたします。この清掃の実施状況には、清掃記録が含まれます。</p> <p>清掃前点検の水質関連情報は、特定既存単独処理浄化槽の把握、IoT 等の浄化槽技術の進展への活用や適切な汚泥等の引き抜き等、有益な情報であることから、清掃前点検の水質関連情報がある場合は台帳に記載することは望ましく、清掃記録には清掃前点検による臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含めることを周知します。</p> <p>また、浄化槽台帳については、将来のビッグデータの活用も念頭にできるだけ統一的に整備されるよう努めます。</p>
4. その他		
1	<p>現在、浄化槽法上では、単独処理浄化槽の言葉は消え、みなし浄化槽とされていると思われるが、今回の法改正で単独処理浄化槽という言葉が出てきたのはどうしてか。</p>	<p>平成 12 年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新規設置は原則として禁止されましたが、同改正法の附則により、既存単独処理浄化槽に係る経過措置等が定められ、この既存単独処理浄化槽の老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、今回の法改正でこれに対する法的措置が定められたものと理解しています。</p>

■その他、浄化槽に関する意見として、以下の御意見がありました。

- ・ 特定既存単独処理浄化槽として『蒸発散装置及び地下浸透装置の機能低下がある。』を追加して欲しい。
- ・ 特定既存単独処理浄化槽の判断材料にBOD値を追加して欲しい。
- ・ 浄化槽使用休止届出書及び浄化槽使用再開届出書の様式についての御意見。
- ・ 清掃の技術上の基準に、清掃前の点検に関する項目を追加してほしい。
- ・ 良好な放流水質の確保ができる清掃記録票の例を作成し、通知等で周知を図られたい。